

答 申

第1 審査会の結論

平成20年度における宮城県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（以下「本件計画」という。）の見直しのために、県内の介護保険施設（特別養護老人ホーム及び老人保健施設）から入所希望者の個人情報収集することは、本件計画見直しの基礎資料として必要なものであり、第3の事項に留意すれば、入所希望者の権利利益を侵害するものではない。

第2 諮問に至る経緯及び諮問内容

1 諮問に至る経緯

宮城県（以下「県」という。）では、「みやぎ保健医療福祉プラン」の基本理念を踏まえ、平成18年3月、平成18年度から平成20年度までの3か年計画として本件計画を策定したが、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、市町村の意向や施設利用実態等をもとに3年ごとに見直しを行うこととされている。

本件計画の見直しに当たっては、介護保険施設における入所希望者の実態把握が必要不可欠であるが、複数の介護保険施設に重複して入所を申込みことが可能なため、県においては正確な入所希望者数を把握できない状態にあるほか、入所希望者の状況も把握していない。

よって、重複申込者数を控除した上での入所希望者の実数及び入所希望者がどのような状態で待機しているのかを把握して平成20年度における本件計画の見直しの基礎資料とするため、各介護保険施設を通して入所希望者の個人情報を収集する必要があることから、宮城県知事（以下「実施機関」という。）は平成19年11月2日付けで、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）第7条第3項第9号の規定により、宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して諮問を行った。

なお、実施機関は、平成16年2月20日付けで審査会に対して同様の内容の諮問を行い、平成16年6月8日付けで答申（甲第15号）を受けているが、平成16・17年度における本件計画見直

しに限っての諮問であったため、審査会に対して改めて諮問を行ったものである。

2 諮問内容

以下の内容で個人情報を本人以外から収集することの妥当性について、当審査会の意見を求められたものである。

- (1) 平成20年度における本件計画見直しの基礎資料として、県内すべての介護保険施設から、入所希望者の介護保険被保険者番号、氏名、性別、生年月日、満年齢、住所地市町村（保険者）、要介護度、現在の居住場所の区分及び住所といった個人情報を収集する。
- (2) 収集した個人情報を実施機関及び県内各市町村内で処理し、個人が特定されないよう統計処理をした上で利用する。
- (3) 統計処理終了後、収集した個人情報は抹消廃棄する。

第3 個人情報を収集するときの留意事項

- 1 個人情報を収集するため各介護保健施設に対して協力を求める際は、当該個人情報については、個人情報保護条例に基づき、本人の権利利益を侵害することのないよう取り扱う旨を説明すること。
- 2 収集した個人情報を集計し、公表する際は、個人が特定されることのないよう注意すること。
- 3 第2の2(1)に挙げた個人情報の項目を変更又は新たに追加する際は再度諮問すること。ただし、個人情報の項目を削除する際はこの限りではない。
- 4 統計処理が終了し次第、収集した個人情報については、確実かつ速やかに抹消廃棄すること。
- 5 介護保険施設は個人情報保護条例第2条第3号に規定する事業者に該当することから、同条例第41条第2項の規定により、実施機関は介護保険施設に対し、個人情報の適正な取扱いについて指導及び助言すること。
- 6 個人情報が記録された文書を介護保健施設から収集する場合には、原則として、介護保険施設の職員から直接受け取ること。やむを得ず、郵送等の手段により収集する場合は、配達された事実を確実に確認できる手段によること。
- 7 実施機関内における個人情報の輸送体制についても6と同様とすること。
- 8 介護保険施設入所希望者調査票の項目に対応する個人情報の収集は、今後、住所、氏名等の直接的に特定の個人が識別される個人情報を収集することなく調査・分析できる体制を整備す

るよう努めること。

- 9 介護保険施設への入所希望者に対し，本件計画見直しのために，県が介護保険施設から入所希望者の個人情報を収集し，利用することがある旨周知徹底を図ること。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成20年2月19日現在)

氏名	職名	備考
い さか まさ ひろ 井 坂 正 宏	学識経験者	
お の けい こ 小 野 敬 子	個人情報の保護に造詣が深い者	
さ さ き よう いち 佐々木 洋 一	法律家	会長
たま やま なお み 玉 山 直 美	法律家	
なる せ ゆき のり 成 瀬 幸 典	学識経験者	会長職務代理者

(五十音順)